

## 第5条 消滅時効

本規定は、平成29年に、民法改正法に併せて成立した民法改正整備法第96条（製造物責任法の一部改正）により改正されている（民法改正整備法のうち、製造物責任法を改正する部分の施行日は、平成32年（2020年）4月1日）。

### I 消滅時効（第5条第1項）

#### 1 短期の消滅時効（第5条第1項第1号）

##### （消滅時効）

**第五条** 第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

##### （1）趣旨

不法行為において債権の消滅時効の一般原則より短期の時効期間が規定されている根拠として、①責任の有無の明確化、損害額の確定の必要性などから、法律関係をできるだけ速やかに確定する必要があること、②加害者を知っても3年も権利を行使しないものは保護に値しないことなどの理由が挙げられており、この理由は製造物責任にも妥当すると解されることから、本条規定を設けることとした。

##### （2）「被害者又はその法定代理人」

不法行為の相手方たる直接的被害者、死亡した被害者の損害賠償請求権を承継した相続人、被害者が幼児である場合の法定代理人など、損害賠償を現実に請求し得る者である。

##### （3）「損害及び賠償義務者を知った時」

民法第724条において「損害及び加害者を知った時」とは、単に損害と加害者を知ったことを意味するのではなく、加害行為が不法行為を構成することを知ったことを意味するとされるが（大判大正7年3月15日民録24輯498頁）、不法行為であるか否かが争われる場合、最終的な判決の確定を待たなければならないわけではなく、「賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った」（最二小判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁）ことで足りるとされ、本項についても同様な解釈がなされるものと考えられる。

なお、民法第724条では「加害者」とされているが、本法では「賠償義務者」としている。これは、製造物責任の場合、損害の直接の原因は製造物の欠陥であって、これによる損害の発生（加害行為）と損害賠償義務者とのつながりが過失責任における損害賠償義務者の過失の場合とは異なっており、かつその損害賠償義務者の帰責根拠については危険責任のみならず報償責任、信頼責任などが全体としてその根拠となっていることから、民法における「加害者」という表現になじみにくいと考えられるためである。

##### （4）「3年間」

民法第724条と同様としたものである。

##### （5）「時効によって消滅する」

損害賠償請求権は時効によって消滅する。訴訟上は、援用することが必要である（民法第145条）。

##### （6）時効の完成猶予等

本条に基づく損害賠償請求権の時効は、一般の債権と同様に、民法第147条第1項等に規定される事由がある場合には、時効は完成しないなどとされている。

改正前民法に基づく一部請求による時効中断効の問題については、判例は、一部請求につき、一

部であることが明示されていれば残部につき別訴で請求することも可能であるとする。その反面、一部請求であることを明示して訴えを提起した場合には訴え提起による消滅時効中断の効力は、その一部についてのみ生じ、残部には及ばないとする（最二小判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁）。逆に、一部請求である旨が明示されていない場合には、請求額を訴訟物たる債権の全部として訴求したものと解すべく、この場合には、訴えの提起により当該債権の同一性の範囲内において、その全部につき時効中断の効力を生ずるものと解するのが相当であるとしている（最二小判昭和45年7月24日民集24巻7号1177頁）。その代わり、後に残部を請求することはできないこととなる。

## 2 長期の消滅時効（第5条第1項第2号）

二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。

### （1）趣旨

不法行為では、短期の消滅時効において被害者保護のために損害及び加害者を認識しない限り時効が進行しないという利益衡量要素が加えられていることから、損害及び加害者を認識しない限り無制限に損害賠償請求を提起することができることになる。そこで、これを防止するため、長期の消滅時効（民法改正法による改正前は、長期の期間制限は除斥期間と解されていた。）が定められており、同様の考え方から、本法においても製造物責任の性格を考慮しつつ、本条規定を設けることとした。

民法改正法では、改正前民法第724条後段について、除斥期間であると解すると、長期間にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことに真にやむを得ない事情があると認められる事案においても、被害者の救済を図ることができないおそれがあったため、長期の期間制限を消滅時効期間とし、「同様とする」という文言を使わずに、これらを各号の方式で併記することとした。

このことを受け、法体系としての整合性を担保するために、本法を改正する必要性が認められた。また、長期の権利消滅期間を除斥期間ではなく消滅時効期間とすることにより、時効の中断・停止を再構成した更新・完成猶予の規定が適用されることになるため、被害者において、加害者に対する権利の時効による消滅を防ぐための措置を採ることが可能になるところ、この民法改正の趣旨は、本法の製造物責任においても共通する法的利益である。同時に、消滅時効期間の経過により権利が消滅したという主張が加害者側からされたとしても、裁判所は、個別の事案における具体的な事情に応じて、加害者側からの時効の主張が信義則違反や権利濫用になると判断することが可能になるものであり、これによって、被害者の救済の可能性が広がる。以上のことから、民法の改正に併せて本法の改正も行うこととした。

### （2）「当該製造物を引き渡した時から」

製造物責任の帰責根拠は、欠陥ある製造物の占有を移転させることにより自己の管理下から流通に置いたことに求められるため、製造物責任におけるその点の解釈を明確にするため、本法では、長期の消滅時効の起算点を「当該製造物を引き渡した時」としている。

### （3）「10年を経過した」

長期の期間制限の長さについては、民法第724条においては20年としているが、本法では、①近年の技術革新の進展が一層急速になっており製造物の安全性に対する社会的な通念が急速に変化していることに加え、②製造物の通常使用期間・耐用期間（比較的長期に使用される製造物であっても平均的な耐用期間は10年程度、使用期間は7年程度であるのが通常である。）、③検査記録等の保存期間、④諸外国における立法例、などを考慮した上で10年とした（民法改正法及び民法改正整備法により長期の期間制限を長期の消滅時効としたが、年数についての改正はない。）。

## II 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効（第5条第2項）

2 人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

改正前民法には、人の生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権の消滅時効についての特則は設けられていなかったが、改正後民法では、生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、主観的起算点からの時効期間を5年間とし、他の損害賠償請求権よりも長期の消滅時効期間が設けられた（同法第724条の2）。

その趣旨は、生命や身体に関する利益が、一般に、財産的な利益などの他の利益と比べて保護すべき度合いが強いため、生命や身体の侵害による損害賠償請求権については、他の利益の侵害による損害賠償請求権よりも権利行使の機会を確保する必要性が高いと考えられるという点にある。また、生命や身体について深刻な被害が生じた後、被害者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥るなど、時効完成の阻止に向けた措置を速やかに行うことを期待できないことも少なくないため、生命や身体の侵害による損害賠償請求権について、時効期間を合理的な範囲で長くするというものである。本法においても、このような考え方が妥当するため、民法改正法と同様の規定が設けられた。

## III 長期の消滅時効の起算点の特則（第5条第3項）

3 第一項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

### 1 長期の消滅時効の起算点の特則

#### (1) 趣旨

本法では製造物責任の性格を考慮して、製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年の長期の期間制限を設けたが、製造物の欠陥に起因する損害の中には、製造物の使用開始後一定の期間において予想外の損害が生じるものがあり、製造物の通常使用期間を1つの前提とする長期の期間制限（責任期間）を適用すると、その期間の経過後に損害を生じた場合、被害者保護の面からは必ずしも適当でないと考えられる。このため、このような損害の場合については、被害の救済を図るため、長期の期間制限の特則として本項規定を設けることとした。

#### (2) 「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害」

こうした損害を生じさせる蓄積性を有する物質とは、化学物質、金属等のうち、人体に吸入された後、肝臓や骨髄や神経中枢などの組織に沈着して、極めて徐々にしか排出されない性質を有する物質であり、具体的には、有機水銀（食物を介して体内に蓄積されることが多く、強い神経毒性により神経障害等を来す。）、鉛（粉じん、蒸気等の形で吸引、体内に蓄積されることが多く、細胞内の酵素系作用を阻害し、神経障害等を来す。）などが挙げられる。

アメリカでは、アスベストによる被害が曝露後10年以上経過して顕在化した事案がみられる。また、我が国の事案としては、労災事件ではあるが、クロムによるがんが曝露終了後20年以上経過して顕在化した事例（東京地判昭和56年9月28日判タ458号118頁）がある。また、石炭鉱山における粉じんへの曝露後、20年以上経過後にじん肺が発症した事例（最三小判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）などもみられる。

#### (3) 「一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」

このような態様の損害としては、病原体（細菌、真菌、ウイルス、原虫等の微生物）を原因として、その発症により生命、身体に生ずる損害のほか、低濃度・反復継続曝露により生じる被害や製品事故の身体に対する衝撃により長期間経過後に発現する後遺症のようなものまで、多種多様なものが考えられる。具体的な事例としては、アメリカでは、流産防止剤（DES）の副作用（ガン）が服用後約 20 年程度経過してから顕在化した事案などがみられる。また我が国でも、乳幼児期に受けた集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染し、成人期に発症した事例（最二小判平成 18 年 6 月 16 日民集 60 卷 5 号 1997 頁）などがある。

#### （４） 「損害が生じた時」

長期の期間制限について損害発生時を起算点とした立法例としては、大気汚染防止法第 25 条の 4、水質汚濁防止法第 20 条の 3 などがある。「損害が生じた時」とは、一般的には損害が現実化、顕在化した時になると解されており、大気汚染防止法でも、「予想されなかった病気が発生した場合には、その病気が発生したときから全く別個の損害がおこったと考えられるので、消滅時効はその損害については、予想されなかった病気が発生した時点から進行する」（大気汚染防止法令研究会編著『逐条解説 大気汚染防止法』（ぎょうせい、1984 年））と解している。本法においてもこれと同様な考え方をとることとしたものである。

## 2 発生後進行を続ける損害

発生後もなお進行を続ける損害の場合、当初予測できなかった重い症状に係る損害についてまで軽い症状が顕在化した時に起算すると考えることが適当でないケースもあると考えられる。このため、こうした事例については、進行後の重い症状に係る損害賠償請求権は当該重い症状に係る損害賠償について請求可能になった時点から起算すると解するのが適当である。

ちなみに、継続的不法行為の消滅時効に関して、初期の判例は、被害者が最初に損害と加害者を知ったときから一括して時効が進行するとしていたが（大判大正 9 年 6 月 29 日民録 26 輯 1035 頁）、後にこれらを改め、損害が継続して発生している限りそれは日々新たな不法行為に基づく損害であり、それぞれの損害を知ったときから別々に時効が進行するとしている（大判昭和 15 年 12 月 14 日大民集 19 卷 24 号 2325 頁）ものがある。

また、本法施行前の事案であるが、じん肺訴訟（最三小判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 卷 2 号 441 頁）においては、最初の軽い症状に係る行政上の決定を受けた時点で、その後の重い症状に係る決定に相当する損害を含む全損害が発生しているとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ないとしている。

#### （参考 1） 前訴の判決確定後に後発損害が認められた場合

前訴において損害額が確定した後に後発の損害が新たに発現した場合には、一旦損害額が確定した以上それに加えて新たな損害賠償を求めることは前訴の既判力により許されないのではないかが問題となる。

この点、不法行為に基づく損害賠償請求権は、同一の加害行為に基づく限り 1 個発生するだけであり、よって、製造物責任にあつては、同一の製造物の欠陥から同一の被害者に生じた損害の賠償請求権は全体として 1 つの訴訟物をなすものと考えられる。したがって、この後発損害の賠償請求は前訴の請求と訴訟物を同じくすることとなり、その限りにおいては、前訴判決の既判力は同一の加害行為により発生した後発的損害の賠償請求にも及ぶことになる。

しかし、既判力は基準時である口頭弁論終結時における権利関係の判断についてのみ生ずるのであるから、後発的損害の賠償請求が前訴の口頭弁論終結前に主張することが期待できなかったとき（後発損害の発生が予見できなかったとき）には、後発損害の賠償請求の主張は既判力により封じ

られるものではないと考えられる。判例も、一旦調停により賠償額が確定した後<sup>に</sup>生じた損害の賠償請求事件についてではあるが、「しかし、……AおよびXらは先ず調停においてAの受傷による慰謝料請求をし、その後Aが死亡したため、本訴において、同人の死亡を原因として慰謝料を請求するものであることは前記のとおりであり、かつ、右調停当時Aの死亡することは全く予想されなかつたものだとすれば、身体侵害を理由とする慰謝料請求権と生命侵害を理由とする慰謝料請求権とは、被侵害権利を異にするから、右のような関係にある場合においては、同一の原因事実に基づく場合であっても、受傷に基づく慰謝料請求と生命侵害を理由とする慰謝料請求とは同一性を有しないと解するを相当とする。」と判示し、この理を明らかにしている（最一小判昭和 43 年 4 月 11 日民集 22 卷 4 号 862 頁）。

**（参考2） 【改正条文の新旧対照表】**

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（消滅時効）</p> <p><u>第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。</u></p> <p><u>一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。</u></p> <p><u>二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。</u></p> <p><u>2 人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。</u></p> <p><u>3 第一項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（期間の制限）</p> <p><u>第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。</u></p>

※ 改正前の第5条第1項前段は改正後の第1項第1号に、改正前の第5条第1項後段は改正後の第1項第2号に、というように、第1項は条文の形式を各号の列記方式で規定することとしているが、そのうち内容も変わったのは、第2号のみである。

なお、改正前の第5条第1項後段における長期の期間制限は、不法行為における長期の期間制限（民法第724条後段）と同じく、「同様とする」の解釈として、消滅時効ではなく、除斥期間（権利関係を確定する目的で一定の権利について判例上認められている考え方）と解されていた。そのことから、中断がなく、当事者が援用しなくても当然に権利消滅の効力が生じるなどの点で消滅時効とは異なっていた。

改正後の規定の施行日は、平成32年（2020年）4月1日。

(参考3) 長期の期間制限について判断した裁判例 ※改正前製造物責任法によるもの

○ 神戸地尼崎支判平成24年5月10日(判時2165号123頁、排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件)

[事案の概要]

顔料製造販売会社(X)の工場に設置された排ガス等処理装置の一部である沈降槽が断裂し酸性液流出事故が発生したことについて、本件沈降槽には製造上の欠陥が存在し、それにより破損したとして、Xが沈降槽製造業者(Y)に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。

[争点]

製造物責任に基づく損害賠償請求の除斥期間の起算点。

[裁判所による判断の概要]

前提事実及び証拠によれば、Yは、平成10年9月30日、本件沈降槽の注文主である本件排ガス等処理装置の設置請負会社に本件沈降槽を引き渡していること認められることから、この時点が本件沈降槽を「引き渡したとき」(製造物責任法第5条第1項後段)にあたるものと認められ、平成20年9月30日の経過により、製造物責任に基づく損害賠償請求権は消滅していると解するのが相当である。この点、Xは、同社が本件排ガス等処理装置の引渡しを受けた平成11年10月31日を起算点とすべきであると主張するが、これは飽くまでXが、本件排ガス等処理装置の設置請負会社らから、本件排ガス等処理装置全体の引渡しを受けた時点にすぎない。

Yにおいて、本件沈降槽について本件排ガス等処理装置の設置請負会社らの管理下に置かれた上記平成10年9月30日以降まで、製造物責任法における損害賠償請求権の除斥期間の起算点を遅らせる合理的な理由はないと言わざるを得ない。